

税務のセカンドオピニオン

中小企業経営者や個人事業主が税務申告などの際、顧問税理士とは別の税理士に意見を求める税金版「セカンドオピニオン」の利用が広がっている。相続増税に伴う納税対象者の拡大が背景にあるとみられ、巨額還付に至ったケースも。専門家は「最新の税務知識に基づく第三者の意見を聞きたい」というニーズが増えている」と指摘する。

は、担当医とは別の医師に当初の診断内容や治療方法の意見を求めるとしている。「これは過度な納付では」。横浜市の窪野雄志税理士は、愛知県在住の50代男性の税務申告書類を見てそう思つた。財産約10億円を相続した男性は当初、地元の税理士に手続きを委ね、

た。しかし、納付額に疑念が生じ、相続税に詳い岡野税理士にセカンドオピニオンを依頼した。岡野税理士の直感的判断の中、申告では土地価格の評価を減額できる制度を活用しておらず、過大納付が判明した。税務当局に請求した結果、1億円近くが還付されたという。男性は「相続税の判

相続税の
処理件数

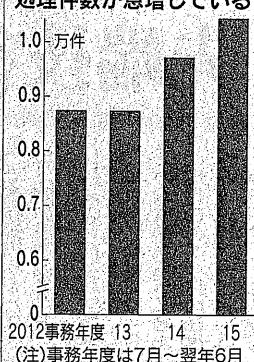
金の件数や金額を公表していないが、日本経済新聞が情報公開請求で入手した内部資料によると、同庁が相続税で更正の請求を処理（納税者に還付の有無などを返答）した

理件
15年
1万
税が
工法
の更
件数
増し
から
掛け
所の
「普
償責任保険(税暗賠)
加入する「税理士
に備えて税理士
書暗賠請求を受け
れに備えて税理士
の背景には、税
を巡るトラブル増
しているところれ
税理士の誤りで
につながると顧客
だ」と指摘する。
セカンドオピニ
及の背景には、税
を巡るトラブル増
しているところれ
税理士の誤りで
につながると顧客
スケを考えてしま
続財産を高く評価

い相
しがち
年度比45.4%の約16億円
千円円だった。法令解説
の誤りや提出書類の不正確性
による過払いトラブルが
目立つという。
相続税が専門の佐藤毅
基税理士は「税法の専門問題
化が進み、すべての税法を
や細かいルールの完全知識
握る事実上不可能だ。」
工知能（AI）が発達す
れば一般的な知識は危
けてしまふかも知れなか
る。そ
が任意
職業賃
「

複数の助言 「納税で浸透」

「正の請求」の増している



理士にも意見を求める
い」としてセカンドオーピ
ニオンの普及に弾みがつ
いたとみられる。

三七

相続で対象拡大、過払い防ぐ

年	世帯数(万戸)
2001	10.0
2002	9.8
2003	9.6
2004	9.4
2005	9.2
2006	9.0
2007	8.8
2008	8.6
2009	8.4
2010	8.2
2011	8.0
2012	7.8

金の高額で申告し税金を逃れすぎた場合、5年以内に「更正の請求」という手続きをして認められれば、税金が還付される。国税庁は相続税の還付金の件数や金額を公表していないが、日本経済新聞が情報公開請求で入手した内部資料によると、同庁が相続税で更正の請求を処理（納税者に還付の有無などを返答）した件数は年々増えている。還付されなかつたケースも含め、12事務年度（12年7月～13年6月）に約

7月～16年（6月）は件数は15事務年度（1月～12月）に相続税理専門のフジ相続税理人による、相続税正の請求を手掛けることは、11年の149件は、16年は413件に急増したという。
税務相談を多く手掛けたる鳥飼総合法律事務所の高田貴史税務部長は、「相続税理士は、相続財産を過度に低く評価する税務署から追徴されて

理件
スケを考えてしま
15年
続財産を高く評価
だ」と指摘する。
セカンドオピニ
及の背景には、税
を巡るトラブル増
しているところられ
税理士の誤りで
につながると顧客
害賠償請求を受け
に備えて税理士
加入する「税理士
償責任保険(税賠
の保険金の支払総
えている。日本税
会によると、税
の15年度の支払総
り

い相
しがら
年度比45.4%の約16億円だ
す。
も影響
金対策
オン普
過払い
も影響
金対策
相続税が専門の佐藤に
目立つ。この
基税理士は「税法の専門
化が進み、すべての税法
や細かいルールの完全な
把握は事实上不可能だ。
工能(AI)が発達すれば
れば一般的な知識では対応
してしまうかも知れない。
い。税理士も顧客のニ
ズに対応するため専門分
野に特化していくことが
大切だ」と話す。